

犯罪被害者等支援NEWS

都内で犯罪被害者支援窓口を設けているのは、わずか3自治体

中野区では、2008年（平成20年）4月に、犯罪被害者等相談支援窓口を開設して以来、今年で丸2年が経過しました。2010年（平成22年）4月現在、都内の自治体で犯罪被害者支援の専用窓口を持ち警察署などへの同行支援などの直接的支援を行っているのは、中野区を入れて3ヶ所しかありません。これは都内に限らず全国的にみても同じような状況ですので、中野区は全国的に見ても先進的だと胸を張っていいのです。

さて、記念すべきNEWSの第1回目は当窓口のご紹介をさせていただきます。このNEWSによって職員のみなさんに当窓口の機能を知っていただくとともに、被害に遭われた方の置かれる現状や、その支援について考えていただける機会となれば幸いです。

今後は、犯罪被害者等支援に関する新聞などのトピックスや、たくさんある参考文献の紹介などをしていきたいと思えます。

■ 窓口開設から2年経ちました

2004年（平成16年）犯罪被害者等基本法が制定されたことを受け、2006年（平成18年）9月から庁内に検討会を設置し、直接支援の方法について検討が開始されました。関係部署へのアンケートと共に、他機関などへの調査を経て、2008年（平成20年）4月に「中野区犯罪被害者等相談支援事業実施要綱」が施行され、直接支援窓口が設置されました。

■ 一人ひとりに合った支援を考えます

要綱では、相談、各種手続きへの付き添い、紹介・情報提供が事業の柱として定められています。相談は、事情聴取ではありません。プライバシーの守られた相談室でじっくりお話を伺い、ご本人とともにどのような支援が必要かを考えます。その結論に沿って、警察署や病院、検察、弁護士事務所など必要な関係機関の情報提供をしたり、必要があればお付き添いもします。

また、相談支援の他、犯罪被害者等基本法に謳われている犯罪被害に遭われた方の現状をできるだけ多くの場所で、多くの方々に知っていただく啓発活動も積極的に行ってきました。このNEWSもその一環です。これまでに職員研修、区民向けの講演会、区立小中学校でのお話会など、被害に遭われたご本人やご家族のお話を直接聞いていただくため、多くの被害者団体のご協力を得て実施し、それぞれとても大きな反響でした。

■ 3自治体の連絡会でスキルアップ

犯罪被害者等基本法の第五条には、国、自治体、国民それぞれが責務を負うと明記されており、自治体には、「縦割り行政の弊害が出ないように」「途切れない総合的支援」という役割を担うことが犯罪被害者等基本計画で期待されています（犯罪被害者等基本計画）。

しかし、現状では、都内62ヶ所の自治体のうち、直接相談に乗り、付き添い支援も行うなどの直接支援窓口を開設しているところは、全国の自治体に先駆けて設置した杉並区、それに次いで2008年4月に中野区、そして7月に多摩市に開設されて以降、残念なことに増えていません。窓口を持つ都内の3自治体では連絡会を開催し、それぞれの支援業務の情報交換をし、支援のスキルアップのための検討を続けています。

■ 数多くの被害者を礎に作られた「犯罪被害者基本法」

被害者の支援は、1967年（昭和42年）、一人の殺人事件のご遺族が、遺族会を創ろうと立ち上がったのがはじまりだと言われています。そのお父さまは通り魔に一人息子さんを殺され、「もう、こんな思いをするのは自分で最後にしたい」という強いお気持ちから、全国を回って遺族会への参加を呼びかけていきました。まだ、インターネットやメールもない時代に、新聞やラジオなどの報道を頼りに1軒1軒足を運び訪ねたそうです。それは、『衝動殺人 息子よ』という映画になっています。ご興味のある方は一度ご覧下さい。

1974年（昭和49年）に三菱重工ビル爆破事件が起こりました。1階部分に時限装置つきの爆薬が仕掛けられ、8名が亡くなり、通行人を含む376名の負傷者が出た大きな事件でしたので、当時のニュースを記憶されていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。この事件の際、このビルに勤務していた方には労災が下りたのに、通行人には補償が何も無かったことから、被害に遭われた方々への補償が必要であるという世論の高まりがありました。そのことから、1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が整備されました。

同法律ができて10年目のシンポジウム会場内で、被害者ご遺族から「犯罪被害者の人権は何も守られていない」という内容の発言があり、それを受けて、犯罪被害に遭われた方への支援を目的として、東京医科歯科大学内に犯罪被害者相談室が設置されました。この相談室は現在、（社）被害者支援都民センターとして支援活動を広げています。

それから更に歳月が流れ、「犯罪被害者等基本法」が制定されたのが、2004年（平成16年）12月のことでした。1967年にご遺族が全国を歩いて支援の取り組みを訴えてから、実に37年も経っています。この法律が作られるまでには、本当に多くの被害に遭われた方々の苦しみがあったことを忘れてはならないと思います。

今号に登場したキーワード

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等基本計画

映画『衝動殺人 息子よ』

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

次回はこれまでに開催した講演会の要約を掲載する予定です。

